

様式 2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望 管理 番号	要望事 項管理 番号	分割 補助 番号	グルー プ化番 号	管理 コード	所管省 庁等	該当法 令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望 事項 番	要望 種別 (規	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	その他 (特記事項)
5041A	5041011		G01	z03003	内閣府、	同上	同上	同上	同上	同上		-	社団法人日本ニュービジネス連合会	11	A	被災者生活再建支援制度における住宅解体費用の対象範囲・割合の拡大	支援の対象範囲を拡大し現在地に住宅を再建する場合に限らず、他の土地に再建する場合及び再建することができない場合の解体費も対象とすること。また、支援割合につき解体費用の全額とし100%を対象とすること	支援の対象範囲を拡大し、充実することで被災者の生活再建を迅速に支援するもの	現行支援の対象は、住宅の解体費については現在地に住宅を再建する場合に限られており、他の土地に再建する場合には、土砂災害の発生のおそれがある等のやむを得ない事由がなければ対象とならない。また、高齢者世帯など、新たに住宅を再建する資力のない世帯が、新築を行わず、被災住宅の解体のみを行った場合には、解体費を対象とすることができない。さらに、解体費を対象とすることができる場合であっても、支出した解体費の70%しか対象とすることができない。これらの制約が被災者が自立して生活を再建することに対し大きな阻害要因となっていること。	被災者生活再建支援法、同施行令第3条	
5041A	5041012		G01	z03003	内閣府、	同上	同上	同上	同上	同上		-	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	12	A	被災者生活再建支援制度における経費区分及び支給条件の整備・拡充	生活関係経費、居住関係経費の区分を廃止するとともに、資金使途を撤廃すること	支援金の支給条件見直しにより、被災者の生活再建を迅速に支援するもの	現行支援策にあっては、支援金の上限額が生活関係経費と居住関係経費ごとに定められているほか、対象となる経費の範囲が狭く、またそれぞれの対象経費についても、支給条件等の制限が厳しく定められている。これらの制限があるため、支援金の上限額まで使うことができない世帯が多く、この見直しにより被災者の生活再建を迅速に推進するもの。	被災者生活再建支援法、同施行令第3条、4条	
5041A	5041013		G01	z03003	内閣府、	同上	同上	同上	同上	同上		-	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	13	A	被災者生活再建支援制度における経費支出期間の38か月への延長による支援制度の充実	支援金の支出期間につき経費区分に係わらず、一律発災後38か月とすること	支援金の支出期間見直しにより、被災者の生活再建をより一層支援するもの	現行支援策にあっては、支援金の対象とすることができる経費の支出期間が対象経費の区分ごとに定められており(生活関係経費は延長後で発災後30か月、家賃等の居住関係経費は同26か月、家賃等以外の居住関係経費は同38か月)この見直しにより一層の充実を図り被災者の生活再建を迅速に推進するもの。	被災者生活再建支援法、同施行令第3条、4条	
5041A	5041014		G01	z03003	内閣府、	同上	同上	同上	同上	同上		-	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	14	A	被災者生活再建支援制度における支援の範囲を建物半壊以上に拡充	支援の範囲を建物半壊以上を対象と拡充し、支援額の決定に際しては被害度合いに応じ行うこと	支援の範囲を拡大と、被害の度合いに応じた支給額とすることで実情に応じた支援対策を行うこと	現行支援策にあっては、支援の範囲が建物全壊及び大規模半壊に限られているが、支援の範囲を半壊以上とし対象を広げ、また被害度合いの段階(5%毎)に応じた支援額の設定(被害の度合いが増す毎に支援額が緩やかに増加)を行い、きめ細かな支援を実施する。	被災者生活再建支援法、同施行令	

様式 2 全国規制改革及び民間開放要望書																					
要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望事項番号	要望種別(規)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
5041A	5041015		G01	z03003	内閣府、	同上	同上	同上	同上	同上		-	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	15	A	被災者生活再建支援制度における「大家族制」に不利な条項の見直し	支給条件中支給限度額が世帯の年収額により区分されているが、所得制限につき生活実感を反映した世帯の家族構成や人数などを加味して基準を見直すこと	所得制限の設定に際し、その世帯の家族構成や人数などを加味し生活の実態に合わせた算出方式に代え現行基準を見直すこと	現行支援制度にあっては、「所得制限」の基礎となる世帯の年収額が、その世帯の「家族構成」や「人数」に関係なく一律に定められている。中越地震で、特に被害の大きかった農村部では、二世帯家族、三世帯家族が多く(「大家族制」)、家族の収入を合計すると所得制限にかかってしまう。このため核家族より大家族が相対的に支援が得られないケースが生じた。	被災者生活再建支援法、同施行令	
5041A	5041016		G01	z03003	内閣府、	同上	同上	同上	同上	同上		-	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	16	A	制度の簡素化・申請書様式・調査様式・報告様式の見直し	制度の簡素化・申請書様式・調査様式・報告様式の見直し	被災者が制度を理解し自ら申請書を容易に作成できるように制度の簡素化を図り、申請書様式を分かり易くまた、調査様式・報告様式についても見直しを行い関係者の負担軽減を図る	現行制度においては、支援金の経費区分・対象経費の範囲・支給条件の制約など制度が非常に複雑で分かりにくく、被災者が理解しにくいため時間を必要とし、関係者一同に過度の負担がかかっていることからその軽減を図る。	被災者生活再建支援法、	
5041A	5041027			z03004	内閣府、	災害の被害認定基準について(H13.6.28内閣府政策統括官(防災担当)通知)、被災者の生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について(H16.4.1内閣府政等	住家の被害程度の認定は、「災害の被害認定基準」に基づき、標準的な調査方法及び判定方法を示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」により、市町村が実施する。	e		●災害の被害認定基準は、住家全壊・住家半壊等の基準を定めたものであり、規制ではない。 (参考) 住家の被害程度を認定する基準として「災害の被害認定基準」を定めており、その中で、住家全壊及び住家半壊について関連に定義付けし、関係省庁においてもこの統一された基準で運用されているところである。 また、前述の被害認定基準に基づき市町村が被害調査を迅速かつ的確に実施できるよう、標準的な調査方法及び判定方法を定めた「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を定めており、これは、災害の被害認定基準における「住家の主要な構成要素の経済的被害」について、標準的な部位別構成比と損傷率を活用することにより、建築の専門的知識がなくとも効率的かつ的確な判断ができるように作成したものであり、全地方公共団体に配布するとともにHPにおいて公開するなど周知を行っている。なお、調査票については参考資料として様式及び記入例を示しているところであるが、地方公共団体が独自に調査票を作成することも可能である。また、本年10月には、住家の被害認定の際の参考となる資料として、判定の事例と損傷程度の例示を写真にて紹介した参考資料を作成し、地方公共団体に配布したところである。宅地被害の認定については、災害の被害認定基準のうち住家に係る基準は、住家の被害程度を認定するための基準であり、宅地の被害程度を認定する基準ではない。しかし、宅地の被害により、住家の基礎に損傷が生じている場合や住家が傾くなどの被害がある場合については、住家の被害として取り扱うことが可能である。		-	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	27	A	被災者に係る家屋被害状況調査において被害認定基準を合理的な基準に改定し、調査票の改良を図る	「被害認定運用基準」の対象範囲の合理的な見直し	家屋被害状況調査において被害認定基準を限られた期間で効率的かつ適正に判定することができる合理的な基準に改定し、調査票についても、簡便な内容の例示をつける等の改良を図る	内閣府の「被害認定運用基準」による調査は、時間と手間の負担が大きすぎて、大規模な災害でかなりの数の家屋を短期間で判定する必要がある場合には適さない。また、現行基準では「地盤被害」は調査内容に加味されないため、宅地の被害も反映することのできる被害認定基準とする必要がある。	災害の認定基準について(H13.6.28内閣府政策統括官(防災担当)通知)、被災者の生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について(H16.4.1内閣府政策統括官(防災担当)通知)	
5063A	5063018			z03005	内閣府、財務省、		内閣府の税制調査会については、原則公開としているが会場スペースの都合により傍聴については報道関係者のみとしている。	e	-	税制調査会の審議の模様は現在インターネット配信を行っており情報を速やかに提供できるよう努めている。	要望者から以下の再意見が寄せられており、ご回答をお願いします。 財務省以外の省庁の審議会等は、原則全てが公開されているのに(報道関係者への公開を含め)、たばこ事業等分科会を含め、財務省所管の審議会等のみが非公開とされている理由が理解できない。会場スペースの都合があるのであれば、省外に会場を借りる方法もある(厚労省等ではそのようにしている)。税制調査会も同様とすべき。 議事録等を速やかにホームページにおいて公開することとしており」との回答であるが、これは会議の公開とは同じではない。公開しても支障がないことは、他省庁で実証されていることから、動きが早くなっている政策決定や実施にあたって、国民の知る権利を保証し、透明性を高め、合意形成を進めるために、公開は不可欠である。	特定非営利活動法人「子どもに無縁環境を」推進協議会、特定非営利活動法人「日本禁煙学会	18	A	財務省の審議会は原則的に公開(傍聴可能)とすべき	例えば財務省の財政制度等審議会たばこ事業等分科会、政府税制調査会など、財務省の審議会は、ホームページの週間予定には開催が掲載されているが、全て非公開となっている。他の省庁の審議会等は、以前より全て原則公開(傍聴可能)となっていることから(経済財政諮問会議等の例外を除き)、財務省も同様とすべきである。	政策決定のための審議会の審議を国民が傍聴することにより、審議の透明性が高まり、かつ国民も情報を速やかに知ることにより、早期の情報入手と対応が可能になる。	政府省庁の審議会の資料が後日(1～2週間後)そのホームページで公開され、1～数か月後には議事録が公開されているようであるが、国民が審議情報の詳細を知るには余りにタイムラグがあり過ぎる。 マスメディアにのみ公開したり、会后、審議会長が記者発表や会見をする場合もあるが、あわせて公開(傍聴可能)を制度化すべきである。 動きが早くなっている政策決定や実施にあたって、国民の知る権利を保証し、合意形成を進めるためには、これは不可欠な制度である。	「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」(平成11年4月27日閣議決定)		

様式 2 全国規制改革及び民間開放要望書																						
要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望事項番号	要望種別(規)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)	
5063A	5063020			z03006	内閣府、	・特定非営利活動促進法 ・行政手続等における情報通信の技術に関する法律	特定非営利活動促進法では、市民による監視機能の充実を図る観点から、役員・社員名簿に関し、居所又は住所を地番まで正確に記載することを求めている。提出された役員・社員名簿は、特定非営利活動促進法により書面に縦覧・閲覧に供されるときに、更に、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律に基づいて、ホームページでも縦覧・閲覧に供している。	C	I	「個人情報保護の観点から提案された本要望は、以下のとおり特定非営利活動促進法における考え方と相容れないものであり、受け入れられない。」 「特定非営利活動促進法(以下「法」という。)においては、「特定非営利活動法人は、自らに関する情報をできるだけ公開することによって市民の信頼を得て、市民によって、育てられるべきである」との基本理念の下、広範な情報公開制度が設けられている。その一つとして、所轄庁が、特定非営利活動法人から提出される役員名簿、社員名簿等を公開することが義務づけられている(法第29条第2項、第10条第2項)。 また、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成15年2月3日施行)に基づき、平成16年4月からホームページによる役員名簿、社員名簿等の公開を行っている。 役員名簿、社員名簿を公開する目的は、特定非営利活動法人に主体的に関わっている者、すなわち役員や社員が法に適合しているか、実在しているかどうかを市民にチェックしてもらうことにある。 役員・社員に関する情報として、所轄庁に提出されるものは、役員については自己申告の名簿と宣誓承諾書、社員については自己申告の名簿のみであり、市民によるチェックは重要な意味を持つものとなっている。この際「本人を特定できる情報」が公開されるとして、市民から所轄庁へ提供された情報により、申請団体を不認証とした事例や事実確認を行った事例がある。 内閣府NPOホームページ上で行われる役員名簿、社員名簿の縦覧・閲覧は、内閣府に求なくとも閲覧可能であることが見ることができるといえる。あるいは、市民による特定非営利活動法人の選別・監視機能が一層顕著される環境を整えることが目的であり、規則により情報を異にする。なお、先述のとおり、特定非営利活動促進法では、所轄庁が役員名簿、社員名簿を一時的に公開に供することを義務付けており、ホームページでの公開は、特定非営利活動促進法に規定する利用目的に	要望者から提出された以下の再意見を踏まえ、再度再検討いただきたい。 「個人情報」とは、個人情報保護法第二条によれば、「生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもので、NPO法の閲覧に供せられる居住者地号の明記された役員名簿と社員名簿及び登記簿謄本の氏名居住者地号情報も、この「個人情報」に含まれると解される。そしてその法第23条では、「本人の同意を得ない個人データの第三者提供の原則禁止」を定めている。 一方、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第五条で、「行政機関等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているもの(申請等に基づくものを除く。以下「書面等」)の縦覧等に代して当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。」としているものの、NPO法による閲覧は、「認証庁の窓口で申請して、所定の場所での閲覧とされているので、(申請等に基づくものを除く。)とされていることから、この第五条でのネット公開は許容はされない。 もし百歩譲って、許容されるとしても、それは事実報告等は該当可ではないかもしれないが、役員・社員の居住地号入り「の」個人情報、のホームページ掲載は誰でもネットで見ることができるところから、個人データの第三者提供となり、個人情報保護法に抵触するとせざるを得ず、ホームページ掲載は許容はしないと解すべきである。	特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会、特定非営利活動法人、日本禁煙学会	20	A	特定非営利活動促進法で、代表理事以外の理事の個人情報(自宅住所)のネット掲載を市区までとすべき	特定非営利活動促進法が第16条で、理事全員に代表権があると定めているために、理事全員の登記、及び認証庁での閲覧により、自宅住所などの個人情報を第三者が知ることが可能となっているが、いくつかの認証庁が行っているネットでの登記簿情報及び役員名簿と社員名簿の掲載(以上いずれも自宅住所)は、代表理事以外は市区までとし、個人情報保護すべきである。	内閣府は、ネットで、過去3年間の役員及び社員10人の氏名及び住所・居所名簿、及び登記簿名簿を掲載公開しているが、個人情報保護法を所管する同じ内閣府が、自宅住所の個人情報を保護しないのは間違いで、公益に反する。	特定非営利活動促進法29条により、過去3年間の役員及び社員10人の氏名及び住所・居所名簿について閲覧請求があった場合には所轄庁は拒めないが、認証庁が登記簿情報を含め、これら自宅住所をネット上に掲載しているのは、個人情報保護の観点から問題があり、代表理事以外の自宅住所は掲載すべきでない(公開するとしても市区までとすべき)。個人情報の一方的な公開により、商業上あるいは悪意ある人により、個人情報容易に収集され、売買される危惧がある。	特定非営利活動促進法、個人情報保護法			
5074A	5074001			z03007	内閣府、	-	-	-	-	本件については、当局としても社会的な要請等を踏まえ、検討しているところである。		-	日本共済協会・共済生協懇談会	1	A	規制改革要望の課題の取扱いの適正化	今日、生活協同組合が実施する共済事業に対し、「消費者保護」を大義とした保険業とのイコール・フットリングや規制強化の意見・要望が見受けられます。生活協同組合の組織的特質、社会的役割を踏象した不十分な規制は、日本の協同組合の健全な発展を阻害するものであり、国民生活の安定化とは逆行するものと考えざるを得ません。 従って、これらの意見・要望を検討される際には、貴「規制改革・民間開放推進会議」での検討課題に馴染まないものとして、対応方を要望します。	1. 政府が進められる構造改革や「規制改革・民間開放推進」の取り組みは、規制緩和や自由化の促進を図ることや官業を民間に開放することにより、経済の活性化と雇用の創出によって活力ある経済社会の実現を図るとともに、消費者・利用者の選択の拡大を通じて質の高い多様なサービス享受できる豊かな国民生活を実現するものと認識しています。共済事業に対する保険業とのイコール・フットリングや規制強化の意見・要望は、「要望内容」の通り貴会議の目指している目的にそぐわないものと考えざるを得ません。 2. 消費生活協同組合法では「この法律は、国民の自発的な生活協同組織の発達を図り、もって国民生活の安定と生活文化の向上を期することを目的とする(第1条)」ことや、「組合は、その行う事業によって、その組合員及び会員に最大の奉仕をすることを目的とし、営利を目的としてその事業を行ってはならない(第9条)」と規定しています。 このような立法主旨にもとづき行っている生活協同組合は、一人一人では力の弱い消費者が相互扶助により自らの要求を実現するための非営利の組織であり、組合員自らが事業の利用と共に運営へも参加する組合員の総意による自主・自律の組織として、購買、医療、介護、共済等と様々な分野で事業を行い、広く国民に受け入れられ、これまで健全な発展を遂げてきました。(根拠法令等に要望理由を照く)	組合員数は2005年度には5,000万人を越え、生活協同組合の行う共済事業の果たす社会的役割は、非常に大きいと考えています。 そのような中で「消費者保護」を大義とした不十分な規制論は、国民生活の安定を揺るがすものであり、到底受け入れられることはできません。共済事業における組合員・共済契約者の利便性の向上やその保護を図る措置については、法令などにより必要な対応は講じられていますが、日本共済協会の生活協同組合の会員で構成する共済生活協懇談会においては、現代の社会環境や消費者・生活者を取り巻く環境の変化に合わせ、自律的立場で更なる検討をすすめて、2006年3月に「消費生活協同組合における共済契約者保護についての対応策」を取りまとめ公表し、その対応については、早急に実施を目指すこととしています。 また、現在、所管省庁である厚生労働省においては、「生活協同制度見直し検討会」が設置され、見直しの方向性について検討が進められておりますが、当懇談会としても今日の生活協同組合の果たしている社会的責任・役割に鑑み、必要な措置については、引き続き、有識者、消費者からのご意見等も伺っていきたくと考えています。			
5013A	5013001			z03008	-		本件は規制改革要望にはあたらないため、回答致しません。					-	聖あけぼの大学(IT私塾・個人)	1	A	既成思考の思惟に対する学問の改革運動として審議学会の推進	この数年、処置なしの事例が発生し、単に前例が無い、または思惟を超えたとの曖昧な玉虫色で終っている。起きた教訓を無駄にせず学問的に取り上げ物心両面での国民生活向上に資するために私・公を問わず最高教育、研究機関かつ関心のある学者からなる審議学会で21世紀の思考方法を諮問する。例えば、必ずしも法制的や倫理上に抵触しないが歴史問題となる事柄を、まず学術の世界から提議。但し、既成の組織では不能となるために新組織が肝要。その後、各界の参画。	現在人間思考が対人間観すらも唯物化の傾向が著しい。教育環境でのいじめ発生等は教育の根幹を揺るがせ、靖国問題は唯物かつ精神に関わりがあることから国民生活に重大な影響を与える。これらに共通していることがある。それは低学年も特定枠の思考に理性が束縛されているからで、脱イデオロギー・思惟が基本になれば論議の土俵にも挙げられない複雑さがある。例えば、解決の方法として、どんな枠も論理的な解説で理解され解決の糸口が事例で証明される。		本年、近隣国との不和の要因にもなり、この解決は生活者、個々の生活化に寄与し、広くは新世紀の社会システム構築にまで関係する。何故なら、わが国では現在、政治、経済、教育等の思惟に無意識的な「無」の介在がなされることからイデオロギー化の傾向が発生しやすい。その限定された自己意識を自覚させる思惟作用が学問的に引き出すことで解凍可能となること、この活動があらゆる分野に、未来志向の芽生えを生じさせ、国民生活に希望を与える礎となる。	教育基本法第17条	
5041A	5041003			z03009	-		本件は税財源措置を求めるものであり、規制改革要望の対象外とさせていただきます。					-	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	3	A	医療法人の納税義務の免除若しくは軽減措置	医療法人における法人税の納税義務を社会福祉法人と同様に免除、若しくは軽減税率の適用を検討してほしい	前項の履行	医療法人は医療法第7条第5項において営利を目的とする医療行為を禁止されている。従って、医療法上は医療法人を非営利法人として規定していると思われる。しかし法人税法上は株式会社のような営利法人と同様に、普通法人として課税される。また、介護保険法下の介護老人福祉施設を運営する社会福祉法人は非課税なのに対して、医療法人が介護老人保健施設を運営した場合、その所得に対しては普通法人として法人税が課税される。この矛盾を解消していただきたい。	法人税法・医療法・介護保険法		

様式 2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望 管理 番号	要望事 項管理 番号	分割 補助 番号	グルー プ化番 号	管理 コード	所管省 庁等	該当法 令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望 事項 番	要望 種別 (規	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	その他 (特記事項)
5041A	5041031			z03010	—					本件は税財源措置を求めるものであり、規制改革要望の対象外とさせていただきます。		-	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	31	A	軽油引取税における暫定税率の撤廃	平成5年の軽油引取税の改定に際し、政府主導によりアップ分については流通価格に転嫁するよう所要の対策を講じることとされたが、運賃値下げ要請が強まる中では転嫁することが困難で、トラック運送業者の負担となっており、厳しい経営を余儀なくされている。このため、安全対策や環境対策社会との共生を図るための対策を講じること難しい状況にある。こうした現状をご理解願ひ、善処方お願いしたい。	軽油引取税における暫定税率のうち、平成5年アップ分7円80銭の撤廃をお願いしたい。	トラック運送業者のコスト負担の軽減により、安全対策・環境対策の強化を図ることができる。	地方税法第700条	